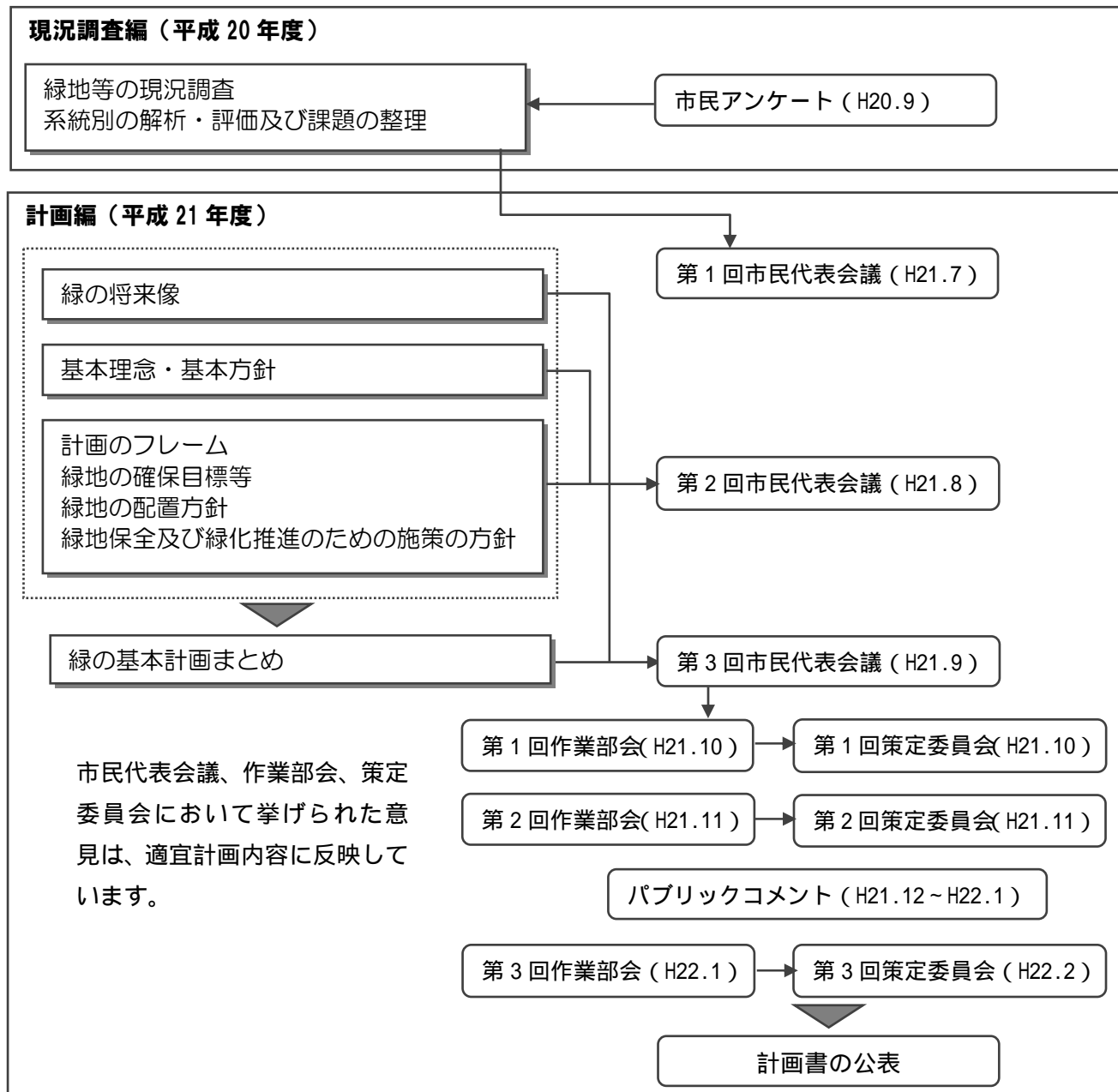


参考

1. 計画策定の過程と検討体制



【検討組織】

	市民代表会議 (計画策定における主組織)	作業部会	策定委員会
構成	公募により選出された市民	庁内関連課代表	市民代表会議出席者、庁内関連部局代表、県関連部局
検討内容	市民ならではの緑に対する意見を幅広く収集する。	計画内容の確認・調整を行う。	市民代表会議及び作業部会であげられた計画案について検討を行う。

2. 用語集

文中の用語について解説します。

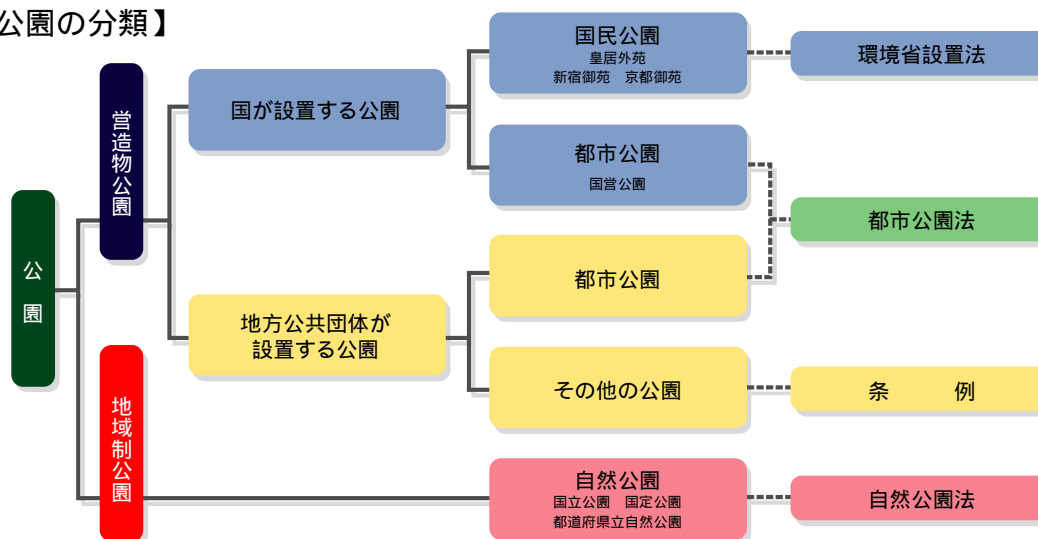
あ 行	あいち森と緑づくり事業 <small>あいち もり みどり じぎょう</small>	平成 21 年 4 月から、「山から街まで緑豊かな愛知」の実現を目指し、森林（人工林）、里山林、都市の緑をバランスよく整備・保全していくことを目的として導入された「あいち森と緑づくり税」を活用した「都市緑化推進事業」では、都市部における貴重な緑地の保全創出や、県民参加による緑化活動に対する支援を行うこととしている。
	オープンスペース	公園・広場・河川・湖沼・山林・農地など、建物によって覆われていない土地で、道路などの交通用地を除いたものの総称。
	屋上緑化 <small>おくじょうりよく か</small>	建築物の屋上に植物を植え、緑化すること。ヒートアイランドの緩和、建物への日射の遮断（省エネルギー効果）、二酸化炭素や大気汚染物質の吸着、自然性の回復などの効果がある。
か 行	河川区域 <small>か せん くいき</small>	河川法が適用される区域で、洪水など災害の発生を防止するために必要な区域。堤防を含む。
	緩衝帯 <small>かんしゅうたい</small>	騒音、振動、排出ガスなどによる公害や、地震・火災などの災害による被害を緩和し、後背地の環境を保全するためのスペースや工作物。
	涵養機能 <small>かんよう きのう</small>	水資源を土中に蓄える機能。降雨による河川の急激な増量を防ぐ効果などがある。
	協働 <small>きょうどう</small>	複数の主体が、目標に向けてともに力を合わせて活動すること。
	供用 <small>きょうよう</small>	整備が完了し、多くの人が使えるようにすること。
	公共公益施設 <small>こうきょうこうえき しせつ</small>	都市公園や官公庁、学校など、公共の用に供する施設の総称。
	コミュニティ道路 <small>どうろ</small>	住宅地の道路整備手法のひとつで、歩行者の安全性や快適性を重視した構造の道路づくりに対する通称名。車道部分が蛇行（クランクやスラローム）するように歩道の幅を変化させることにより、自動車のスピードを抑える。
さ 行	市街化区域 <small>しがいかくいき</small>	都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的・計画的に市街化を図る区域。
	市街化調整区域 <small>しがいかちょうせいぐいき</small>	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。一定要件以外のものを除き建物の建築や開発整備が原則できないことになっている。
	自然林 <small>しぜんりん</small>	人が手を加えていない林。

	市民代表会議 しみんだいひょうかいぎ	本計画を策定する主体組織。緑の将来像や緑の保全、創出、活用などについてどうあるべきか意見を出し合い、計画の骨格づくりを行う。
	社寺林 しゃじりん	神社・仏閣の境内地を囲むように維持されている樹林。
	樹林地 じゆりんち	集団を有している樹木のまとまり。
	食育 しょくいく	心身の健康の基本となる、食生活に関するさまざまな教育。
	人工林 じんこうりん	種をまいたり、植樹したりして人工的に育成した森林。
	スローライフ	地産地消や歩行型社会を目指す生活様式。量生産・効率化といった経済的観点のみからの視点ではなく、自然と調和してゆったり生きるライフスタイルに価値や重要性を見出す。
	生産緑地地区 せいさんりよくちちく	市街化区域内において、公害・災害の防止や農林業との調和した都市環境の保全などに役立つ農地などを計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地法により指定された農地。
	生態系 せいたいけい	ある地域に存在する生物と、無機的な環境を総合的に捉えた、生物社会のまとまり。
た 行	地域コミュニティ ちいき	地域住民が生活している場所、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団。
	地区計画 ちくけいかく	良好な住環境を形成または保全するため、建築物の用途や形態、公共施設の配置等を都市計画法に基づき定めたもの。
	特別緑地保全地区 とくべつりよくちほぜんちく	都市計画区域内の緑地のうち、風致または景観が優れているなど、良好な自然的環境を形成している緑地。都市緑地法により指定される。
	都市計画法 としけいかくほう	都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律。
	都市計画マスタープラン としけいかく	長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現へ向けての大きな道筋を明らかにする指針。
	都市緑地法 としりよくちほう	平成 16 年に都市緑地保全法が改正されたもの。都市において緑地を保全し、緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とした法律。
	土手 どて	河川の水が浸入しないように、河岸に沿って土砂を盛り上げた治水構造物のこと。堤防とも言う。

な 行	にじりん 二次林	山火事や伐採などで、自然のままの森林が破壊されたあとに、生じる森林。
	のうぎようしんこうちいまのうようちくいま 農業振興地域農用地区域	農業を推進することが必要と定められた地域（農業振興地域）において指定された、重点的に耕作を行っていくべき区域。宅地転用などの開発行為による売却を規制している。
は 行	バリアフリー	身体機能の障害と社会環境上の制約によって生じる不便な障害を取り除いた状態。
	ヒートアイランド現象 ^{げんしやう}	都市域の気温が周辺部より高くなる現象。空調設備や自動車などの人工排熱や、気温の上昇を抑える緑地の減少などが主な原因となっている。
	ビオトープ	生物が生息できる条件を備えた生態学的に良好な空間。
	へまめんりよくか 壁面緑化	建築物の壁面を植物で、緑化すること。景観の向上、ヒートアイランド現象の緩和、建物への日射の遮断（省エネルギー効果）、二酸化炭素や大気汚染物質の吸着などの効果がある。
	ほぞんじゆもく 保存樹木	条例などにに基づき、市町村が保存の必要があると認め指定した樹木。所有者は管理に努めなければならない。
ま 行	みずべ 水辺	本計画では、河川・水路に近接した岸の周辺を指す。
	みずべかんきやう 水辺環境	本計画では、河川・水路と水辺が一体となった空間を指す。
	みどりかんきやう みどり環境	緑のある環境。公園緑地をはじめ、あらゆる緑を対象とする。
や 行	やしきりん 屋敷林	農家などの屋敷の周りを囲む樹林で防風、防火などの機能のほか、燃料や堆肥の目的として仕立てられたもの。地域独特の風景をつくる。
	ゆうきゆうのうち 遊休農地	現在耕作されておらず、今後も耕作される見込みがない農地。
	ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、国籍などに関わらず、安全かつ快適に利用しやすいような都市や生活環境をデザインすること。
ら 行	らち 裸地	本計画では、建物に覆われていないオープンスペースの中で、植物にも覆われていなく、かつ用途も不明確なものを指す言葉として用いる。
	レクリエーション	休養や娯楽によって精神的・肉体的に回復すること。そのために行う休養や娯楽。
わ 行	ワークショップ	議論や協議の場を設け、自発的な市民を集めて、意見交換を行い、政策や計画の案を作成する手法。

3. 公園の分類

【公園の分類】



【都市公園等の種類】

種類	種別	内容	
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用できる範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する者が容易に利用できる範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
		地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、徒歩圏内に居住する者が容易に利用できる範囲内で1地区当たり1箇所面積4haを標準として配置する。 都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。
	都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
運動公園		都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。	
都市林		主として動植物の生息地または生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園であり、都市の良好な自然的環境を形成することを目的として配置する。	
広場公園		主として商業・業務系の土地利用が行われる地域において都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的として配置する。	
特殊公園		風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園でその目的に則し配置する。	
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。	
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。	
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置、国家的な記念事業等として設置するものについては、その設置目的にふさわしい内容を有するように整備する。	
緩衝緑地		大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。	
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む。）	
緑道		災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結びよう配置する。	

愛西市緑の基本計画

発行日 平成 22 年 3 月

発行 愛西市 経済建設部 都市計画課

〒496-8633 愛西市石田町宮東 68 番地

愛西市役所 立田庁舎

TEL 0567-28-7278

FAX 0567-28-0217

E-mail tosikeikaku@city.aisai.lg.jp